



税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 町民税係
☎476-1111(113)

●軽自動車税のグリーン化特例

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽四輪など（三輪以上の軽自動車）について、平成28年度にかかる税率を軽減する特例措置です。

対象車	内 容		軽 減 率
H 27.4.1～H 28.3.31 に新車新規登録した 軽四輪など	電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制【注1】から NO×10%以上低減)		おおむね 75%軽減
	ガソリン車 ハイブリッド車 【注2】	乗用 H 32年度燃費基準 + 20%達成車	おおむね 50%軽減
		貨物 H 27年度燃費基準 + 35%達成車	
		乗用 H 32年度燃費基準達成車	おおむね 25%軽減
貨物 H 27年度燃費基準 + 15%達成車			

【注1】ディーゼル車において、平成21年度以降に適用される排出ガス規制のこと。

【注2】ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車（☆☆☆☆）に限る。

※各燃費基準の達成状況は、車検証（自動車検査証）の備考欄に記載されています。

水道 水道課からのお知らせ

問 水道課 庶務係
☎476-1111(192)

◆パブリックコメントを募集します

【意見募集対象】大崎町水道水源保護条例（案）

【募集期間】

平成27年4月15日（水）～平成27年5月11日（月）

【閲覧場所】

水道課・野方支所

【意見の提出方法】

意見書（水道課窓口にて配布）に氏名および住所ならびに電話番号を明記の上、募集期限内までに次のいずれかの方法により提出してください。

①水道課窓口での提出

③F A Xによる提出

②郵送による提出

099-476-0157

鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029番地
大崎町役場 水道課あて

④電子メールによる提出

suido@town.kagoshima-osaki.lg.jp



【意見提出期限】

平成27年5月11日（月）17時必着

【留意事項】

氏名などを公表はしませんが、学識経験者や専門家にあっては、了解を得た上で、氏名または団体名を公表する場合があります。意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。